

「分収造林契約Q&A」

開設のご案内

分収造林契約は、造林地所有者・造林者のみなさまと当センターがお互いに協力して、木を植え、育て、水源林を造るため、とても長い期間の契約となっています。

このため、分収造林契約のなかには、当初契約時にご契約いただいた方に相続が発生する場合がございます。この場合は、相続される方に分収造林契約を引き継いでいただくことが、水源林を造るために必要となっています。

そこで、分収造林契約に関するみなさまの疑問にお答えし、必要な手続についてご理解をいただけるよう、当センターウェブサイトに特設ページ「分収造林契約Q&A」を開設しました。

お願い

- 皆様の大切な財産でもある水源林を守るため、ご家族、ご親族のみなさまともご一緒に「分収造林契約Q&A」をご覧ください。
- 相続が発生した際には、「分収造林契約Q&A」内の手続に関するページをご参考に各種手続を行っていただきますようお願いします。

また、昨今、土地の相続登記が行われないことなどが原因で、土地の持ち主(所有者)がわからないために、公共事業の実施や土地の取引が進められないといった「所有者不明土地問題」が社会的課題となっており、この課題解決に向け、相続登記を義務化する法律改正が行われるなど、社会全体での取組が進められています。山林も大事な財産ですので、是非相続登記を進めていただきますようお願いします。

※相続登記の義務化は令和6年4月1日からスタートします。詳しくは法務省ウェブサイトをご覧ください。

土地の持ち主が
わからない

公共事業や
土地取引が
できない!!

所有者不明
土地問題

相続登記の義務化
令和6年4月1日スタート

ご不明な点がございましたら、
最寄りの当センター事務所へお問い合わせください。

■特設ページ「分収造林契約Q & A」
<https://www.green.go.jp/otoiawase/qa/>



■お問い合わせ先
<https://www.green.go.jp/shozaichi/>



国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター
Forest Management Center

